

医療保険

介護保険

<対象者>

(1) 40歳未満

(2) 40歳以上65歳未満の
※16特定疾病以外の方

(3) 40歳以上の16特定疾病 又は65歳以上の方であって、要介護者・要支援者でない方また、要介護者等であっても、

① 末期の悪性腫瘍や難病等の場合

② 特別訪問看護指示書が交付された場合

(1) 要支援1、2

要介護1～5

(2) 40歳以上65歳未満の
16特定疾病の方

※16特定疾病

- ① 初老期における認知症
- ② 脳血管疾患
- ③ 筋萎縮性側索硬化症
- ④ 後縦靭帯骨化症
- ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥ 多系統萎縮症
- ⑦ 脊髄小脳変性症
- ⑧ 脊柱管狭窄症
- ⑨ 早老症
- ⑩ パーキンソン病、進行性核上性麻痺及び大脳皮質基底核変性症
- ⑪ 糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑫ 閉塞性動脈硬化症
- ⑬ 慢性関節リウマチ
- ⑭ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑮ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ⑯ がん末期

医療保険

介護保険

<訪問回数>

- 月に1回～週に3回
但し、厚生労働大臣が定める疾病等については訪問回数の制限はなし

- 居宅サービス計画
(ケアプラン)に位置づける
回数の制限はなし

－厚生労働大臣が定める疾病等の患者－

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症
- ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン症 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨パーキンソン病関連疾患[進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)]
- ⑩多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
- ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬後天性免疫不全症候群 ⑭ライソゾーム病
- ⑮副腎白質ジストロフィー ⑯脊髄性筋萎縮症 ⑰球脊髄性筋萎縮症
- ⑱慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している状態

- 特別訪問看護指示書期間についても複数回の訪問は可能

医療保険

介護保険

<訪問時間>

30分～90分

看護師・准看護師

①30分未満

②30分～60分未満

③60分～90分未満

理学療法士・作業療法士

①1回あたり20分
(一週間に6回を限度)

<利用料>

保険種別により1割～3割

サービス利用の1割

<交通費>

ステーションより4km以上200円

なし